平成29年度監査の執行状況

平成30年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

																																		頁
第	1	平	成2	29年	度	監	查	の [*]	執	行	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	•••	行:	方針	- .						•		•					•					•			-	•							1
	(1)		基:	本方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)		重.	点項	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	実	施	伏沂	ļ.																													1
	(1)		定	期監	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
				監査	_	-	機	関	及	び	実	施	筃	所	数																			
		1	-	実施																														
		ウ	_	監査	1=	お	け	る	重	点	項	目	の	実	施	結	果																	
	(2)		随	诗監	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		ア		工事	現	場	監	査																										
		1		その	他	の	随	時	監	査																								
	(3)		財i	政的]援	助	団,	体	等.	監	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(4)		指:	定金	融	機	関	等	監	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	2
	(5)		現:	金出	納	検	査			•	•		•					•	•	•	•	•	•				•							2
	(6)		決	算審	査					•	•		•					•	•	•	•	•	•				•							2
		ア	=	普通	会	計	の:	決	算	審	査																							
		1		公営	企	業	会	計	の :	決	算	審	杳																					
	(7)	-		金運	. —																													2
	(8)			D.C. 政健																														3
	(-)			建全																														_
		1		資金					-		_																							
	(9)	•	-	^{页显} 攻監				-			マ)																						3
	(0)	ア		県の				. –					注	Y	മ	垖	道	匠生	惄	休	牛川	ı –	つ	LX	7									٠
	(10)	•		民監				-							•	10	√			l/†`	111.7			•										3
	(10)		<u> </u>	八皿	LA	門	小	ı —	坐	_	`		ㅁ																					J
<u>*</u>	2	8-1	3 女 7	車 黎	τ. Τ.	7 ľ	红	ᇔ	車	黎	Ф	ф ь	红	ı —	10.	z	臣仁	本	Ф	幺士	甲													1
יל	_	쑀	小力。] 	汉	Ů,	J J 1	LX.	7	仂	0)	Ŧ八	J J	۱–	灬	<i>ବ</i>	m	且	0)	小口	不	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	4
	4	+6	+本.	IJ.H.	-:-		_	_	_	_		_		_	_	_						_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1
	1	抇	1村(の状 摘の	沈	ب مند	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)		打百	間の	기시	谷	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	車	怒	費の	ェ	渖	业.	<i>†</i> ~	車.	怒	<i>I</i> ЛП.	押	ı –	伛	ス	臣生	杏																	6
	_	7	17)	只 ∨ ,	· -1 '	旭	=	' '	7	171	<u>برت</u>	- ±	· <u> </u>	バ	ه.	-	д	_															-	J
	3	行	小山	監査	的	相	占	ħ١	h:	行	つ	t -	些	杏																				6
	(1)																																	

〔資料編〕

1	定期監査										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(1)	監査対	象	機関	夏及	び	実	施	箇.	所	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
(2)	監査対	象	機関	剔	•	監	査	項	目	別	拊	討	角化	丰娄	攵	総	括	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(3)	監査指	摘	基準	₤別	拊	旨招	角件	丰数	ţ	(另	刂剨	長角	育 1	I	財	務	監	査)	•		•	•	•	•		•	•	•	9
(4)	監査指	摘	基準	≛別	指	旨招	角件	丰数	Į	(另	月君	長角	育 2	2	行	政	監	査)	•	•	•	•	•	•		•		•	16
_	→ ₩n E	/	/_ -	-																										
2	定期監査				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		17
(1)	指摘の		-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		17
(2)	監査台	帳	(扐	支粋)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
3	随時監査 (実施対					•	•	•	•	•								•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	25
4	財政的援	≟∃h[哥仂	k等	些	杏	ക	結	里																					26
(1)	指摘の			-	<u>.</u>	<u>.</u>		Ψμ.	<u>^</u>																					26
(2)	監査台				1																									26
(2)	血且口	双川	(1)	X / T	,		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
5	行政監査	· (!	持定	ミテ	_	マ)	のi	結	果																				27
(1)																											•	•	•	27
6	住民監査	請	求に	基	づ	<	監	查	の :	結	果																			44
7	決算審査	ē •																												45
(1)	平成28	- 3年』	度岩	手	県	歳	入	歳	出	決	算	審	杳	意	見.	書	の	概	要											45
(2)	平成28	-			-																									46
(3)	平成28								-	-						_		_		_										
(4)	平成28	-			-	_		-	-								_				-									50
(4)	1 130,20	<i>7</i> — <i>1</i>	又在	- ,	715	_	~	, 11,	/]\	ᄺ	7	~		пі	<i>/</i> /	71-	т	ᅭ	, ⊡∖	نار		0)	112/6	×						00
8	定額資金	運	用基	金	運	用	状	況	審	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	52
(1)	平成28	3年月	度定	E額	資	金	運	用	基	金	運	用	状	況	審	査	意	見	書	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	52
9	財政健全	: 化:	まれ ないない まいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま おい	ş.																										53
(1)					ı.–	其	づ	1	健	소	1	业川	쌔	H۲	玆	宷	杏	音	目	聿	ന	枳	亜							53
(2)		-													-				_						•		•			58
10	55 ± 0.45	1 //±h /	∕ 	ıl.																										- 0
	監査の組			ij •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		59
(1)							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		59
(2)	監査委	貝	事務	易局	組	織	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
 O 監	 査結果につ	いて	は.	県ケ	— たく	 :木·		ムペ	<u> </u>	・ジ	の「	岩	手!	県幸	日十	<u></u>	<u>ل</u>	ぺ-	-ジ	7	· :公	表	して	こしい	ま	す。)
http:/	//www3.pre 手唱 ###	f.iwa	ite.jr	o/we	ebd	b/ι	/iev	w/o	uts	side	e/s	19	Kei	npc	/)					_								٠.		
:	ı⊢ +∟ +	, ^	:	111			/ / \ IE	→ ~ L	≤ 1 4	- 4	. ь г	LIT	エラ	7.	1 67	- ^	~	- 4			- 1	-		,		/		~ 1		

第1 平成29年度監査の執行状況

1 執行方針

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況に も留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等 を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断 比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施する ものとする。

(2) 重点項目

- ア 収入事務 (特に、調定の時期及び金額)
- イ 支出事務(特に、期末手当、勤勉手当及び高速道路利用に係る通勤手当)
- ウ 補助金事務(特に、対象経費及び完了確認)

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

平成29年度の定期監査の実施状況は、監査対象338機関(普通会計310機関、企業会計28機関) の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分		平成29年度			平成28年度	
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	310	310	100.0%	295	295	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	338	338	100.0%	323	323	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
	4月~9月	本庁各課・委員会	普通会計	86
		広域振興局等	普通会計	65
	5月~9月	出先機関(知事部局)	普通会計	23
) 決算監査		出先機関(他の執行機関)	普通会計	5
(人异鱼里		医療局本庁	企業会計	1
	5月~7月	県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
		小 計		199
		出先機関(知事部局)	普通会計	32
期中監査	10月~2月	出先機関(他の執行機関)	普通会計	99
州下血直		県立病院	普通会計	8
		小 計		139
合 計				338

ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
収入事務(特に、調定の時期及び金額)	調定の遅れ 10件、調定金額の誤り 4件	19 件
支出事務(特に、期末手当、勤勉手当 及び高速道路利用に係る通勤手当)	支払の遅れ 8件、支出金額の誤り 7件、手当等の算定誤り 8件	26 件
補助金事務(特に、対象経費・完了確認)		0 件
合 計		45 件

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事現場監査は、必要があると認めるときに定期監査等において実施するものとしている。 平成29年度は、随時監査としての工事現場監査は行わなかった。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。 平成29年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を要するような事案は見当たらなかったことから 実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

平成29年度は、監査対象59団体のうち、21団体(出資団体9団体、補助等財政的援助8団体、指 定管理者4団体:複数該当4団体)を実施し、その実施率は35.5%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できることとされている。

平成29年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

平成29年度においては、会計管理者又は公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻(財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数)と現金の所在(金融機関から提出された残高証明書等の計数)を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算 関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、 かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われ ているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監 査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、平成29年9月11日に知事に審査意見書を提 出した。

イ 公営企業会計の決算審査

平成28年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施し、平成29年9月11日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成28年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて審査を実施し、平成29年9月11日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成29年9月11日に知事に審査意見書を提出した。

区分	平成28年度	平成27年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率				3.75	5. 0
連結実質赤字比率				8.75	15.0
実質公債費比率	19. 5	20. 5	△ 1.0	25. 0	35.0
将来負担比率	229. 4	224.6	4.8	400.0	

[※] 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成28年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成29年9月11日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成28年度	平成27年度	増減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計				
港湾整備事業特別会計	_	_	_	
県立病院等事業会計				20.0
電気事業会計	_	_		
工業用水道事業会計		_	_	

[※] 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査(特定テーマ)

平成29年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

ア 県の所管に属する公益法人の指導監督体制について

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の施行(新公益法人制度)から5年間の移行期間が平成25年11月末をもって満了するとともに、新制度に移行した公益法人に対する県の初回の立入検査が全て終了したことから、その指導監督が法令等に基づき適正に執行されているか、また、効果的及び効率的に執行されているか、さらにはどのような課題があるかなどを検証し、公益法人の事業の適正な運営確保に資することを目的として、行政監査を実施した。

実施時期	監査対象	監査結果
平成29年10月~平成30年2月	1 対象とする事務 県の所管に属する公益法人の指導 監督に係る事務 2 監査対象機関:37室課	・全体の評価 ・意見

(10) 住民監査請求に基づく監査

平成29年度において、当該請求はなかった。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

(1) 指摘の内容

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は60件(普通会計52件、企業会計8件)となっており、平成28年度に比べて12件減少している。

主な内容は、調定の遅れ、調定金額の誤りなど収入事務の不適当なものが19件、支払いの遅れ、 諸手当の過誤支給など支出事務の不適当なものが26件、物品の取得、管理又は処分の不適当なもの などの財産管理の不適当なものが4件、その他不適当なものとして契約事務3件、行政事務が7件 となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	29年度 件 数	28年度 件 数	増減
予算経理	○繰越しの額が不適当なもの	警察本部	1	0	1
		(1件)			
収入事務	○調定を行っていないもの	経営支援課	19	17	2
		(1件)			
	○調定が遅れているもの	学校調整課 県南)土木部 農業研究センター 宮古地域振興センター 二戸地域振興センター 県北)土木部 遠野病院 二戸厩高等学校 盛岡聴覚支援学校			
		(10件)			
	○調定金額を誤っているもの	盛岡)土木部 花巻土木センター 磐井病院 中央病院			
	□ ○所属年度又は歳入科目を誤っている もの	(4件) 宮古高等技術専門校			
	 ○過誤納金の還付手続が遅れているも	(1件) 一関児童相談所			
	〇 週 映 附 金 の 遠 付 子 続 が 達 4 じ く い る も	花北青雲高等学校 (2件)			
	○その他収入事務の不適当	久慈病院			
		(1件)			
支出事務	○支払を行っていないもの	釜石高等学校	26	34	△ 8
		(1件)			
	○支払が遅れているもの	総合防災室 市町村課 農林水産企画室 建設技術振興課 企業局 一関保健福祉環境セン ター 大船渡土木センター 沿岸)保健福祉環境部 (8件)			

		盛岡)土木部 県南)農政部 二戸農林振興センター 岩泉高等学校 住田高等学校 盛岡みたけ支援学校 盛岡となん支援学校 (7件)			
	○二重払をしているもの	県南)土木部			
	○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決	(1件) 久慈病院			
	定又は算定を誤っているもの	二戸病院 宮古教育事務所 前沢高等学校 北上翔南高等学校 盛岡商業高等学校 盛岡みたけ支援学校 盛岡視覚支援学校			
		(8件)			
	○資金前渡精算書の提出が遅れている もの	盛岡)保健福祉環境部			
契約事務	 ○随意契約の要件に該当しないもの	(1件) 宮古地域振興センター	3	6	△ 3
70,10 4.10					
	○入札保証金又は契約保証金を理由も	(1件) 警察本部			
	なく免除しているもの	百尔个叫			
	O M O AL THE AL THE THE O THE VIEW	(1件)			
	〇その他契約事務の不適当	水沢農業高等学校			
て書きせた		(1件)			
工事の執行			0	3	△ 3
補助金事務			0	3	Δ 3
	○物品の取得、管理又は処分の手続が 不適当なもの	子ども子育て支援課 (1件)	4	7	△ 3
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	秘書課 ものづくり自動車産業 振興室 花巻北高等学校			
 行政事務	○執行管理体制の不適当(法令、条	県土整備企画室	7	2	5
	例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	ー関農林振興センター 沿岸)保健福祉環境部			
		(3件)			
	○執行管理体制の不適当(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	(3件) 花巻農林振興センター 中部教育事務所 盛岡南高等学校	_		
	制が適切でないため、事務事業に影響 を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大	花巻農林振興センター 中部教育事務所			

2 事務費の不適当な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不適当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等 (消耗品・備品)の納入業者への照会を行い、納入(修繕)品目及び金額等を確認したほか、再発防止 策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務 処理がなされるための内部統制が十分に働いているかなどを主な視点として、監査を行った。